

令和2年6月25日

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る総合評価方式の弾力的運用について

新型コロナウイルス感染症拡大による社会情勢を踏まえ、総合評価方式の適切な運用と技術評価点の加算点の適切な設定等が可能となるよう、従来の運用を見直し、下記の点について柔軟な対応を図ることとしましたのでお知らせします。

1. 対応事項

(1) 継続教育(CPD)単位数の対象期間に関する対応

技術者の継続教育(CPD)単位数の対象期間を新型コロナウイルス感染症拡大の影響を配慮した期間とします。

○対象となる評価項目

・「過去5年間における継続教育(CPD)の取組状況」

○配慮する具体的事項

評価の対象となる継続教育(CPD)単位数の対象期間として、添付された証明書に記載された5年間もしくは6年間の証明期間の最終日(CPDSにあつては証明期間の最終日又は証明基準日)が、開札日から1年以内のものを対象とします。

2. 留意事項

過去5年間における継続教育(CPD)の単位数を確認する証明書の添付方法は従来どおりとします。また過去6年間の証明期間とする場合は、別紙1を参照のうえ証明書の取得方法にご留意ください。

3. 適用範囲

令和2年6月25日以降に公告される総合評価方式による入札予定の工事

4. 備考

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した、過去5年間もしくは6年間の継続教育(CPD)単位数の対象期間に関する考え方等については、別紙1で確認して下さい。

1. 継続教育(CPD)単位数の対象期間に関する考え方

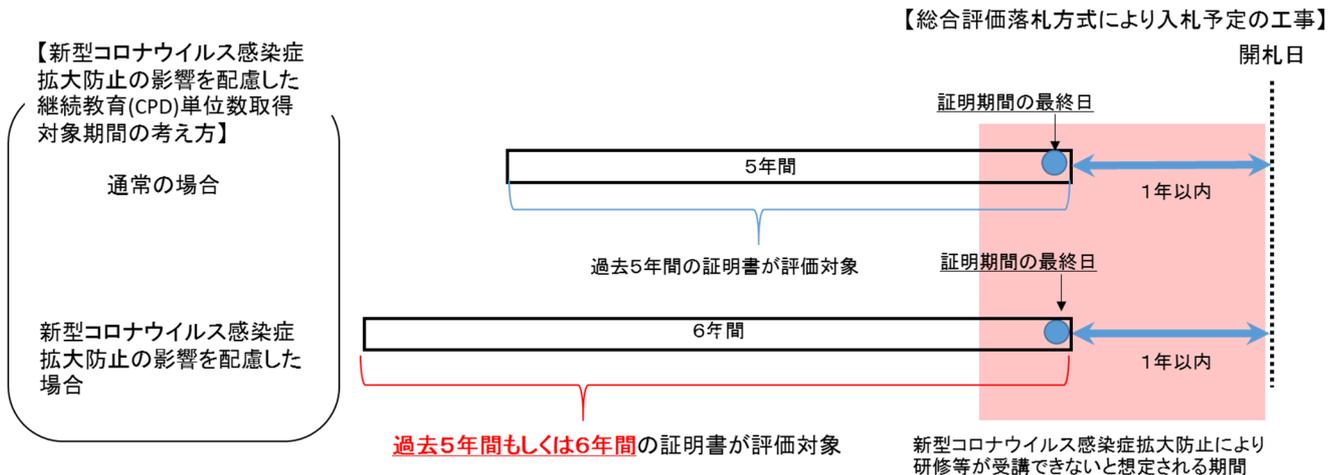
新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を配慮した技術者の継続教育(CPD)単位数の対象期間に関する考え方は以下の通りです。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を配慮した考え方

評価対象となる証明書は、証明書に記載された5年間もしくは6年間の証明期間の最終日（CPDS にあっては証明期間の最終日又は証明基準日）が、開札日から1年以内のものとする。

証明期間が6年を超えるのもの、証明期間の最終日が開札日から1年を超えて過去のもの、評価対象としない。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を配慮した場合と通常の場合の比較例



(3) 取得単位数に関する証明書等について

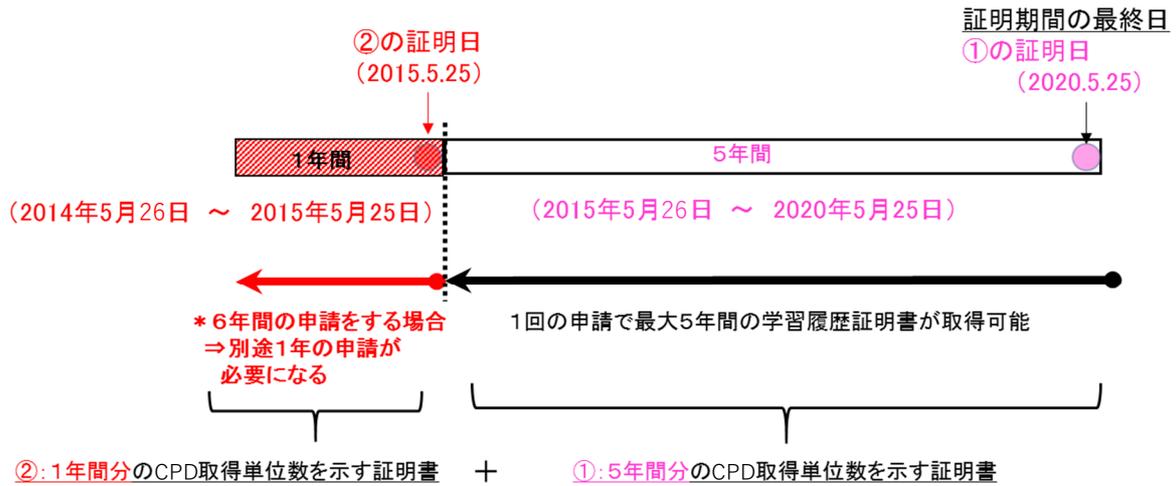
継続教育(CPD)単位取得対象期間を6年間とする場合は、取得単位数を確認する証明書の申請やその写しを香川県広域水道企業団（以下、企業団という。）に提出する作業に変更が生じることが考えられます。また、同対象期間を5年間とする場合は、これまでと同様の作業となります。

○過去6年間の取得単位数を確認する証明書の申請

継続教育(CPD)単位取得対象期間を6年間とする場合は、5年間と1年間の期間に分けて取得単位数を確認する証明書を申請するなど、申請手順がこれまでと異なる場合が考えられます。取得単位数に関する証明書を申請する場合は、企業団が指定する団体の申請方法をホームページ等でよくご確認のうえ申請を行ってください。

下記のとおり、取得単位数を確認する証明書（学習履歴証明書）の申請についてイメージ化したものを示しますので参考にしてください。

<例：令和2年5月25日を証明日とする場合>



①及び②を提出することで、2020年5月25日を証明日として、2014年5月26日までの過去6年間の証明内容となる。

注) 上記は、(一社)全国土木施工管理技士会連合会のホームページを参考に学習履歴証明書の取得に関する期間についてイメージ図化したものです。

5年間分で提出する場合は①のみ、6年間分で提出する場合は、①と②の提出が必要。

○6年間の取得単位に関する証明書の写しの提出

証明書の写しを企業団に提出する方法は、現在の提出方法と同様とします。ただし、証明証が2枚になる場合は、技術提案書の「証明書等提出様式」のシートの「◇継続教育(CPD)の取組状況」の部分を同シートに複写し、2枚分をデータで貼付けて提出してください。